

# 銀行法案外四件特別委員會會議事速記録第四號

昭和二年三月十五日(火曜日)午前十時二十七分開會

○委員長(内田嘉吉君) ソレデヤ是ヨリ開會イタシマス、一應御質問ヲ終リマシタガ、尙ホ残りガゴザイマスカラ、續イテ先ツ質問ニ入りマシテ、御尋ガアリマスレバ願ヒマス

○井上準之助君 先日小松委員カラノ御話デアリマシテ、此五條ニ對スル御質問ヲ御殘シニナッテ居ル次第デアリマスカ、私モ之ニ付キマシテ一應政府ノ方ノ御考ヲ承ッテ置キタイノデアリマス、第五條デ問題ニナリマスモノハ「ビルブローカー」銀行デアリマスカ、「ビルブローカー」銀行ハ茲ニ三ツ日本ニ「ビルブローカー」銀行ト云フモノガアリマスカ、其一ツノ「ビルブローカー」銀行ノ考課狀ヲ見マスト三億以上ノ借入金、「コールマネー」、再割引ヲ取扱ッテ居ルニ拘ハラズ、僅カ預金ハ三百万圓デアリマス、況ンヤ其他ノ二ツノ「ビルブローカー」銀行ノ如キハ取扱ノ借入金、「コールマネー」ニ比較イタシマシテ、尙ホヨリ以上ニ預金ハ少イノデアリマス、サウ云フ有様デアリマスモノヲ「ビルブローカー」ハ普通ノ銀行ト同ジコトデアアル、斯ウ云フ解釋論ニ致シマシテ、「ビルブローカー」ハ性質上銀行デアアル、斯ウ云フコトヲ申シマスコトハ、根本的ニ考ヘマシテドウ云フモノデアラウカト考ヘルノデアリマス、併ナガラ現状ニ於キマシテハ三ツノ中二ツノ「ビルブローカー」ト云フモノハ、非常ニ小サナモノデアリマシテ、漸ク今後ノ發達ヲ待テ次第デアリマスカラ、今茲ニ此組織改正ヲ迫

リマシタナラバ、折角發達シ來ッテ居ル「ビルブローカー」ノ業務ト云フモノモ非常ニ阻害サレルコトデアラウト思フノデアリマス、ソレデアリマスカラ一時ノ措置ト致シマシテハ、此「ビルブローカー」銀行ヲ此儘銀行トシテ御取扱ヒニナルコトニ付テハ私ハ異存ハアリマセズ、併ナガラ「ビルブローカー」ノ業務ト云フモノハ、他日必ズ相當ニ發達スベキ性質ノモノト考ヘルノデアリマスカラ、其場合ニテモ「ビルブローカー」ハ何處マデモ銀行デアアルトシテ此銀行法ヲ適用セラレルト云フコトハ、私ハ甚ダ面白クナイコトデハナイカ、即チ二十幾ツアリマス此倉庫業ノ兼營ヲ悉ク分離セシメヤウト云フ此銀行法案ノ精神カラ申シマシタナラバ、「ビルブローカー」ノ如キハ必ズ分離スベキモノト私ハ考ヘルノデアリマス、ソレデ私ニ意見ニ互ルヤウデアリマスカ、若シ他日「ビルブローカー」ノ業務ガ發達シテ參リマシタ時ニハ、寧ろ銀行カラ離シテ、特別ノ政府ノ免許ヲ要スル業務トシテ、銀行同様政府ハ監督ヲシテ行クト云フヤウナ風ノ處置ヲ執ラレルコトモ亦一案ト私ハ考ヘルノデアリマシテ、之ヲ何處マデモ本質上銀行トシテ見ラレルコトニ私ハ異存ガアルノデアリマスカ、其邊ニ付テ政府委員ノ御考ヲ承ハリタイノデアリマス

○政府委員(松本脩君) 只今井上サンカラ縷々御質問ニナリマシタ點ハ一々御尤モノ次第ト拜承イタシマシタノテゴザイマス、「ビルブローカー」ノ業務ソレ自身ハ本質上是ハ純粹ノ銀行ト看做スコトハ無論如何カト存ジテ居リマス、「ビルブローカー」ノ業務ハ信用賣買ノ業務デゴザイマシテ、銀行ノ本來ノ業務ハ信用ヲ作ル業務デゴザイマス、信用ヲ作ル機關ト信用ヲ賣買スル機關トハ是ハ分割シテ參ルコトガ經濟ノ發達上最モ好マシキコト、存ジテ居リマス次第デゴザイマス、其點ニ於キマシテ、只今井上サンノ仰セラレマシタ本質上「ビルブローカー」ヲ銀行ト見ルコトハ是ハ餘程考ヘ物デアラウト仰セラレマシタノハ政府モ同感デゴザイマス、デアリマスカ、只今御述ベニナリマシタ通り現在「ビルブローカー」ノ業務ト云フモノハ發達ノ道程ニアリマシテ、「ビルブローカー」銀行ト稱シテ居リマスモノモ二ツカ三ツニ過ギナイノデゴザイマシテ、其中相當大キクヤウテ居リマスノハ或ハ一ツ位シカアリマセヌノデ、斯ウ云フ際ニ之ヲ分割シテ參ルト云フコトハ、少シク時期尙早ノ感ガアリマス、デアリマシテサテ是等ノ「ビルブローカー」銀行ハ一方ニ於テ銀行業務ヲ營ンデ居リマスノデアリマスカラ、暫ク是ハ銀行業ト看做シテ、此「ビルブローカー」銀行ハ銀行トシテ取扱テ行キタイト存ジマス、デ將來「ビルブローカー」ノ業務、手形賣買業務ガ非常ニ發達シテ參リマスカラバ、是ハ政府ノ免許ヲ要スル業務ト致シマシテ、銀行同様ニ監督スルコトニ致シテ行キタイト存ジテ居リマスノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○委員長(内田嘉吉君) 私カラチヨット御尋シタイノデスカ、此前大藏大臣ガ本案ヲ貴族院本會議ニ御提出ニナッタ時モ、亦先頃當委員會ヘ御出席ニナッタ時モ同ジヤウナ御意見デ御説明ガアッタ、其コトニ依リマスルト金融制度ノ改善ハ總テ一緒ニシタイ、中央銀行、普通銀行、特別銀行モ…特殊銀行デスカ…一緒ニシタイ、切離シテ…併シナガラ切離シ得ルモノハ切離シテヤル、コウハ了解シタノデスカ、一緒ニシタイト云フコトハ、切離スト云フコトハ即チ矛盾シテ居ルヤウデアアル、又金融調査會ノ御意見デハ、先ヅ中央銀行ノ改善ヲ先ニシ、次ニ普通銀行ニ及ビ、次ニ特殊銀行ニ及ブト云フ金融調査會ノ意見デ、順序階級、階段モアルヤウデアリマス、大藏大臣ハ一緒ニシタ方ガ宜イト云フコトデアアル、又其金融調査會ニ述ベラレタヤウナ意見ヲ述ベラレテ居ラレル、前段ト後段ト即チ御意見ガ矛盾シテ居ルヤウデアリマスカ、矛盾ハシナイ譯デアリマスカ、又ドチラガ政府ノ御希望デアリマスカ、其邊一ツ承リタイ

○政府委員(松本脩君) 今更私ガ申上ゲルマデモナク、御承知ノ通りニ、總テノ金融ト申シマスモノハ、互ヒニ相關聯ヲ致シテ居リマスモノデゴザイマシテ、又中央銀行、普通銀行其他ノ特殊銀行、其他ノ金融機關トノ關係モ非常ニ密接ナ關係ヲ有ッテ居ルノデアリマシテ、其一ツノミノ發達ヲ期スル、ソレハ獨自ノ發達ヲ期スルト云フコトハ到底出來ヌコトデゴザイマス、デアリマスカラ、全體皆發達シテ參ラナケレバ、其一ツモ發達シテ參ラナイノデアリマス、扱此整備改善ヲ實行シテ行キマスカラ、二於キマシテハ、全體ニ付テ成案ヲ得テ何時ニ是ヲ行キタイト云フコトハ、ドウモ不可能ノコトデゴザイマシテ、其全體ノ内デ切離シテモ、離シ得ルモノハ離シテ實行

シテ行ク、行ク方ガ實行的デゴザイマスノデ、今回普通銀行ニ關シマスル整備ノ案ガ出來マシタノデアリマスカラ、是ハ切離シ得ル部分ヲ切離シテ、此成案ヲ立テテ實行シテ行クト云フ譯デゴザイマシテ、普通銀行ダケノ改善カラ申シマシテモ無論是ノミヲ以テ足レリトハ致シマセヌノデアリマシテ、外ニモイロク施設スベキモノモアルノデゴザイマス、ソレ等ハ著々實行シテ參ルト云フ積リデゴザイマシテ、大藏大臣ノ申上ダタコトハ、サウ云フ意味デゴザイマシテ、其申上ダヤウニ於テ或ハ不十分デアツタカ知レマセヌガ、矛盾シテ居ル譯デハアリマセヌカラ宜シク左様御諒承ヲ願ヒマス

前項ノ規定ニ拘ラズ出來ルノダ、斯ウ云フ意味合デアリマス

○子爵伊東祐弘君 關聯シタ小サイ所デ：此組織變更ノ場合ハ登録稅ハ免除サレルコトニナルノデアリマスカ、多少輕減サレルト言ヒマスカ、輕減ハ出來ナイノデアリマスカ、何カ特典ガアルノデアリマスカ、ソレヲ一ツ：或ハ大藏省ノ他ノ方ニ關係ガアルカモ知レマセヌカラ、是ハ後デモ宜シウゴザイマス

○説明員(加藤榮一郎君) 此點ニ付キマシテハ今回登録稅法ノ改正デ幾分輕減ヲ見タコトモ聞イテ居リマスケレドモ、一寸正確ナ點ヲ一寸申上ダ兼ネルノデアリマス

○委員長(内田嘉吉君) 別ニ御質疑ハゴザイマスマイカ、ゴザイマセヌケレバ一寸此場合今ノ御懇談ニ移リタイト思ヒマスケレド、速記ヲ止メテ置イテ下サイ

(速記中止)

○委員長(内田嘉吉君) 速記ヲ願ヒマス、別ニ御質問洩レハゴザイマセヌデスカ、若シゴザイマセヌナラバ是デ質問ハ終了シタモノト認メマス：次ニ銀行法案ノ討論ニ入りマス、御意見ガゴザイマスレバ御述ベヲ願ヒタウゴザイマス

○小松謙次郎君 此際銀行法案ニ對シテ一ノ修正ヲ提出イタシタイト思ヒマス、御許シヲ：

○委員長(内田嘉吉君) ドウゾ願ヒマス

○小松謙次郎君 銀行法案修正文ヲ讀ミマシテ、

銀行法案中第四十二條ヲ左ノ通修正ス

第四十二條 本法施行ノ際現ニ銀行ニシテ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用ヒザルモノ及銀行ニ非ズシテ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スベキ文字ヲ用アルモノニ付テハ本法施行後六

月ヲ限リ第四條ノ規定ヲ準用セズ

第四十二條ヲ第四十三條ニ改メ第四十三條以下順次繰下ゲ

此修正ノ理由ハ至テ單純ナモノデアリマシテ、曩ニ當院ヲ通過イタシタ保險業法中ニ丁度是ト類似シタヤウナ修正ヲ當院ニ於テ加ヘテ可決ニナッタノデアリマス、ソレト條文ノ體裁ヲ等シウスル爲ニ斯様ナ條項ヲ入レマシタヤウナ次第デアリマス、銀行法中ニハ斯様ナモノニ對シテノ經過規定ガ缺ケテ居ルノデアリマシテ、之ヲ以テ補ヒタイト云フノデアリマス

○井上準之助君 只今ノ小松委員ノ修正案ニ私、賛成イタシマス

○委員長(内田嘉吉君) 只今小松君カラ御提出ニナリマシタ第四十二條ノ修正及ソレニ伴ヒマシテ第四十三條トシテ以下順次繰下ゲル、此事ニ付キマシテ御贊成モアリマシタカラ議題トナリマスガ、他ノ御方ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○子爵伊東祐弘君 私モ修正ニ賛成イタシマス

○委員長(内田嘉吉君) 只今ノ小松君ノ御提出ニナリマシタ修正ニ對シマシテ御異議ハゴザイマセヌデスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(内田嘉吉君) 他ニ御修正ノ御意見ガナイト致シマスレバ、只今ノ修正ハ成立チマシタモノトシテ原案ニ付キマシテ決ヲ取りマス、原案即チ衆議院ノ修正ヲ加ヘマシタモノデゴザイマス、原案ニ付テ御意見見ヲ伺ヒマス

○小松謙次郎君 此際本案ノ決議ニ際シテ委員會ノ希望トシテ一ツノ決議ヲ致シタイト云フ考ヘデアリマス、其コトヲ申述ベマシテ宜シウゴザイマス

○委員長(内田嘉吉君) 御述ベヲ願ヒマス

○小松謙次郎君 希望決議「金融制度ノ改善ハ金融體系ニ屬スル各種機關ヲ整備シ可成同時ニ之ヲ實施スルニアラザレバ豫期ノ效果ヲ舉グルコト能ハザルベシ、今次銀行法案ノ提出アリ、政府ハ速カニ中央銀行其他各種金融機關ノ改善案ヲ帝國議會ニ提出シ、普通銀行ノ整理ト相俟テ金融制度ノ改善ヲ完全ナラシムコトヲ望ム」斯ウ云フ決議デアリマス、其理由ハ詳細申述ベル必要ハナイト思ヒマスルガ、一應其理由ヲ申述ベマスレバ、既ニ大藏大臣ガ本案ヲ紹介セラレタ所ノ演說中ニモ、目下金融制度ニ關スル調査ヲ銳意圖テ居ラレルノデアリマシテ、成ルベク之ヲ同時ニ提出シタイト思フタノデアアルケレドモ、何分ニモ其コト廣汎ニ互テ、同時ニ之ヲ提出スルコトガ出來ナカッタ、從テ先ツ銀行法案ダケヲ提出スルコトニ相成ラタノデアアル、他ニ此目下調査中ノ金融機關整備ノ項目ハ凡ソ十二項ニ互テ調査中デアアル、斯ウ云フ御説明モアツタヤウナ次第デアリマシテ、要スルニ、斯ウ云フ金融制度ノ改善ハ、單ニ此普通銀行ノ改善ダケデハ何等ノ效ヲ奏スル譯ニイカヌノデアアル、之ヲ大ニシテハ中央銀行等、從來之ニ付テハ種々ノ議論ガアリ、又現ニ大藏省ニ於テ金融制度調査會ニ於テ調査中ニ屬シテ居ルノデアリマス、其他各種產業ニ關スル特殊銀行デアリマストカ、手形割引市場、證券市場ノ整備デアリマストカ、農村ノ金融問題デアリマストカ、不動産ノ金融ノ問題デアアルトカ、貿易ノ金融、拓殖ノ金融、貯蓄銀行、信託會社改善、庶民金融機關等、隨分此金融ニ關スル問題ハ、彼之相關連シテ互ニ相倚リ相俟テ、此金融機關ヲ整備スルニアラザレバ、到底僅カニ此銀行法案ダケヲ以テシテハ、到底此金融ノ全體ヲ整然スルト云フ譯ニハ參ラ

○委員長(内田嘉吉君) 一吋小サイコトデ質問ヲモウツ：此三十九條ト四十條ト關係シテ居リマスガ、其中テ殊ニ四十條ノ方ニハ舊法ノ時代カラ繼續シテ居ル銀行ニ付キマシテ除外例ガアルノデスカ、其除外例ハ商法施行前ニ設立シタ合資會社デ舊法ニ依リ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行ガ組織ヲ變更シト斯ウ書イテアリマスガ、商法施行前ニ設立シタ合資會社ト云フノハ、特ニ合資會社ヲ舉ゲタノハ、ドウ云フ意味合デゴザイマセウカ

○説明員(加藤榮一郎君) 商法ニ於キマシテハ合資會社、合名會社等ハ株式會社ニ變更スルコトガ出來ナイノデアリマス、其商法施行前ニ設立シマシタ合資會社ノミガ、組織ヲ變更シテ株式會社ニナルコトガ出來ルト云フコトガ、商法施行法ニアルノデアリマス、ソレデ株式會社ニ組織ヲ變更シテ參リマス商法施行前ノ前記合資會社タル銀行ハ、前項ノ規定、即チ五年間營業ヲ繼續スルコトヲ得トアリマス、其規定ニ拘ラズ株式會社トナッタナラバソレハ營業ノ繼續ハ

ヌノハ殆ド自明ノ理ノ如キモノデアルト思フノデアリマス、先般來當委員會ニ於テ各種ノ質問ガアタノデアリマスガ、其質問ノ大部分ト云フモノハ、總テ此方面ハ如何デアアル、アノ方面ハ如何デアアル、此缺陷ハドウスル、アノ不備ハドウ云フヤウニシテ

補フカト云フヤウナ類ノ質問デアリマシテ、要スルニ銀行法案ガ單純ニ出テ來タ爲ニ起ル質問ガ頗ル多クアリマシタノデアリマス、是等ノ點ヨリ致シマシテ、既ニ當局ニ於テ御調査中デアアルト思ヒマスルガ、兎ニ角銀行法案ノミ唯ダ出テ來テ居ル、サウシテ其他ノ法案ガ何時迄モ出テ來ナイト云フコトニナリマシタナラバ、折角此銀行

法デ豫期セラレタ所ノ效果ト云フモノハ殆ド空ニ屬スル虞レガアルノデアリマス、ソレドドウカ政府ニ於カレマシテモ、當初ノ目的ヲ飽ク迄遂行セラレ、少クモ次ノ議會ニハ各種ノ改正案ヲ御提出ニナルヤウニアリタイト云フノデ、此希望ノ決議ヲ添ヘタイト云フノデアリマス、ドウカ皆様方ノ御同意ヲ得マシテ、之ヲ本案可決ニ際スル貴族院ノ希望トシテ御紹介ニナルコトヲ希望致ス次第デアリマス

○井上準之助君 只今小松委員ヨリ御提出ニナリマシタ希望決議ニ私ハ全然賛成致シマス

○委員長(内田嘉吉君) 只今小松君ノ御提案ニ係ル希望決議ノ點ハ、井上君ノ御賛成モアリマシテ議題トナリマシタ、御意見ノアル御方ハ御述ベテ...

○藤安辰次郎君 全然賛成デアリマス

○委員長(内田嘉吉君) サウ致シマスト、先程議題ニナリマシタ四十二條ノ修正並ニ其四十二條ニ伴フ修正ヲ致シマストコトハ決定イタシマシタ、其他ノ箇條ニ付テハ只今小松君カラ希望決議案モ出マシタ

ガ、他ノ全部ハ可決ト見テ、此希望決議ヲ付シテト云フコトニ取計テ御差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(内田嘉吉君) ソレデハ銀行法案ハ左様決定ヲ致シタモノト認メマス、次ハ貯蓄銀行法中改正法律案、農工銀行法中改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律案、非訟事件手續法中改正法律案、是ハ銀行法ノ改正ニ伴ヒマシタモノニ關聯ヲシテ居リマスカラ、之ヲ一括シテ議題ニ供シタイト思ヒマス

○委員長(内田嘉吉君) 全部原案ノ通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(内田嘉吉君) ソレデハサウ決定ヲ致シマシタ

午前十一時二十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 内田 嘉吉君

副委員長 子爵伊東 祐弘君

委員

子爵吉田 清風君

小松謙次郎君

男爵小畑大太郎君

井上準之助君

藤安辰次郎君

政府委員

大藏政務次官 武内 作平君

大藏省銀行局長 松本 脩君

説明員

大藏書記官 加藤榮一郎君

昭和二年三月十八日印刷

昭和二年三月十八日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局